

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

条例（議員発議）

○みやぎ子ども・子育て県民条例の一部を改正する条例

## 条例

みやぎ子ども・子育て県民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

ページ

一

○宮城県条例第一号

みやぎ子ども・子育て県民条例の一部を改正する条例

みやぎ子ども・子育て県民条例（平成二十七年宮城県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「子どもが」の下に「教育の機会を確保され、」を加える。

第八条の見出し中「切れ目がない」の下に「教育及び」を加え、同条中「図る」の下に「とともに、必要な取組を行う」を加える。

第二十六条中「県民が」を削り、「係る」を「関し、県民が必要な」に、「得る」を「得て、理解を深める」に改める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。